

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	市民活動センターの会議室等の利用料金の還付		
根 拠 法 令 名	大津市市民活動センター条例	(条項) 第 7 条	
基 準 法 令 名	大津市市民活動センター条例	(条項) 第 7 条	
所 管 部 署	市民部自治協働課自治協働係		
標 準 処 理 期 間	7 日	法 定 処 理 期 間	— 日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載 会議室等の使用料は、大津市市民活動センター条例第 7 条ただし書に規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」として、次の各号のいずれかに掲げる場合に還付するものとし、その場合における還付する金額は、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 天災地変その他使用者の責めによらない事由により、使用することができなかったと認められるとき。・・・全額 (2) センターの管理の都合により使用の許可を取り消したとき。・・・全額 (3) 使用の期日の 30 日前までに使用の取りやめの届出をし、市長が相当の理由があると認めたとき。・・・半額 【根拠法令】 「大津市市民活動センター条例」 (利用料金の不還付) 第 7 条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。